

鎌倉市公共工事暴力団対策措置基準

第1 趣旨

この基準は、公共工事の適正な施行を確保し、建設業の健全な発展を図るため、鎌倉市が発注する公共工事から暴力団の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

第2 停止措置

市長は、入札の参加資格を有する建設業者（以下「有資格業者」という。）が、神奈川県建設工事暴力団対策協議会設置要綱の規定に基づく協議会において、別表に掲げる措置要件に該当すると認める旨の通知があったときは、速やかに**鎌倉市入札条件等審査委員会**で審査、協議し、その結果に基づき、別表に定める期間、当該有資格者**に対し、市工事の競争入札の参加停止の措置を行う**ものとする。

2 市長は、**参加停止**の措置をした有資格業者を構成員に含む共同企業体について、前項の期間と同一期間、**参加停止の措置を行う**ものとする。

付 則

この基準は、昭和62年10月27日から施行する。

付 則

この基準は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年3月11日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>1 建設業者である個人、建設業者の役員又は建設業者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月以上1年以内</p> <p>ただし、期間満了時に改善されていない場合は、再度参加停止の措置を行う。</p>
<p>2 建設業者が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p>
<p>3 いかなる名義をもつてするを問わず建設業者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p>
<p>4 建設業者又は建設業者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者と密接な交際等を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p> <p>ただし、期間満了時に改善されていない場合は、再度参加停止の措置を行う。</p>